

事件名：特許侵害予防等請求控訴事件（特許権侵害差止請求の国際裁判管轄）	法分野：特許法、民事訴訟法
知的財産高等裁判所 2010年9月15日判決平成22年(ネ)第10001号特許侵害予防等請求控訴事件（最高裁 HP: http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20100928163316.pdf ）	
<p>【事案の概要】</p> <p>本件は、日本法人で肩書地に本店を有する控訴人 X（一審原告）が、大韓民国法人で肩書地に本店を有する被控訴人 Y（一審被告）に対し、X の有する日本特許第 3688015 号（発明の名称「モータ」、出願日 平成 7 年 5 月 19 日、登録日 平成 17 年 6 月 17 日）に基づき、①特許法 100 条 1 項に基づく被告物件の譲渡の申出の差止め（以下「本件差止請求」という。）と、②不法行為に基づく損害賠償金 300 万円及び遅延損害金の支払（以下「本件損害賠償請求」という。）を求めた事案である。</p> <p>（原審） 原審の大阪地裁は、平成 21 年 11 月 26 日、Y が我が国において被告物件の譲渡の申出を行った又はそのおそれがあるとは認められないから、上記①及び②の請求のいずれについても我が国の国際裁判管轄を肯定できない等として、本件訴えを却下する旨の判決をした。</p>	
<p>【争点】</p> <p>本件訴えにつき、我が国が国際裁判管轄を有するか。</p>	
<p>【判旨】（結論：我が国の裁判管轄肯定 原審取消し、原審へ差し戻し）</p> <p>■ 国際裁判管轄の一般的判断基準</p> <p>本件のような渉外的要素を含む事件に我が国の国際裁判管轄を肯定すべきかどうかは、当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により、条理に従って決定するのが相当と解される。</p> <p>上記条理の内容としては、我が国の民訴法の規定する国内裁判籍のいずれかが我が国内にあるときは、原則として、我が国の裁判所に提起された訴訟事件につき、被告を我が国の裁判権に服させるのが相当であるが、我が国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情があると認められる場合には、我が国の国際裁判管轄を否定すべきものと解される（最判昭和56年10月16日民集35巻7号1224頁）及び最判平成9年11月11日民集51巻10号4055頁等参照）。</p> <p>■ 民訴法5条9号の「不法行為に関する訴え」に特許権に基づく差止請求が含まれるか。</p> <p>特許権に基づく差止請求は、Yの違法な侵害行為によりXの特許権という権利利益が侵害され又はそのおそれがあることを理由とするものであって、その紛争の実態は不法行為に基づく損害賠償請求の場合と実質的に異なるものではないことから、裁判管轄という観点からみると、民訴法5条9号にいう「不法行為に関する訴え」に含まれるものと解される（最決平成16年4月8日民集58巻4号825頁参照）。</p> <p>■ 民訴法5条9号の「不法行為があった地」の意義及び国際裁判管轄を肯定するために証明すべき事項</p> <p>「不法行為があった地」とは、加害行為が行われた地（「加害行為地」）と結果が発生した地（「結果発生地」）の双方が含まれると解されるところ、本件訴えにおいてXが侵害されたと主張する権利は日本特許第3688015号であるから、不法行為に該当するとしてXが主張する、Yによる「譲渡の申出行為」について、申出の発信行為又はその受領という結果の発生が客観的事実関係として日本国内においてなされたか否かにより、日本の国際裁判管轄の有無が決められることになるかと解するのが相当である。</p> <p>■ Yによる譲渡申出の有無</p> <p>① Y が英語表記のウェブサイトを開設し、製品として被告物件の一つを掲載するとともに、「Sales Inquiry」（販売問合せ）として「Japan」（日本）を掲げ、「Sales Headquarter」（販売本部）として、日</p>	

本の拠点（東京都港区）の住所、電話、F a x 番号が掲載されていること、②日本語表記のウェブサイトにおいても、「Slim ODD Motor」を紹介するウェブページが存在し、同ページの「購買に関するお問合せ」の項目を選択すると、「Slim ODD Motor」の販売に係る問い合わせフォームを作成することが可能であること、③X 営業部長が、Y の営業担当者が ODD モーターについて我が国で営業活動を行っており、被告物件が●●●●●●や●●●●●●において、製品（ODD）に搭載すべきか否かの評価の対象になっている旨陳述書で述べていること、④Y の経営顧問 A が、その肩書と Y の会社名及び東京都港区の住所を日本語で表記した名刺を作成使用していること、⑤被告物件の一つを搭載した DVD マルチドライブが国内メーカーにより製造販売され、国内に流通している可能性が高いことなどを総合的に評価すれば、X が不法行為と主張する被告物件の譲渡の申出行為について、Y による申出の発信行為又はその受領という結果が、我が国において生じたものと認めるのが相当である。

■ 特段の事情の有無

本件請求の準拠法は、本件特許権の登録国法である日本国特許法になると解される（最判平成 14 年 9 月 26 日民集 56 卷 7 号 1551 頁参照）。したがって、我が国の裁判所が、本件請求を審理判断することは、裁判の適正・迅速を期する理念に沿うものといえるのに対し、X が Y の本店が存する大韓民国において差止請求等を提起したとしても、上記認定事実を鑑みれば、同国の裁判所が国際裁判管轄を肯定する可能性は必ずしも高くはないものと解される。

他方、Y は、東京都において販売の拠点を設けそのことを自らウェブサイトにおいて開示するとともに、英語表記のウェブサイトにおいて被告物件について製品紹介を行い、当該製品が日本にも流通していることを認識しているだけでなく、日本語表記のウェブサイトにおいて被告物件を含む ODD モーターの購入問い合わせを可能としているのであるから、当該物件に関して我が国において侵害訴訟等が提起されることは予想の範囲内のことということもできる。さらに、Y は、全世界に展開する大韓民国屈指の大企業である Y グループに所属する企業であって、自らも海外に多数の支店を設けている。

これらの事情からすれば、我が国の裁判所において本件請求に応訴することを Y に求めることは、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反するとはいえないものであり、国際社会における裁判機能の分配の観点からみても、我が国の裁判権の行使を正当とするに十分な法的関連性があるから、我が国の国際裁判管轄を否定すべき特段の事情があると認めることはできない。

【コメント】

- ・ 本判決は、最判昭和 56 年 10 月 16 日民集 35 卷 7 号 1224 頁及び最判平成 9 年 11 月 11 日民集 51 卷 10 号 4055 頁が判示する国際裁判管轄の一般的な基準に拠ったうえ、民訴法 5 条 9 号の不法行為地の裁判籍の規定に依拠して国際裁判管轄を肯定するために証明すべき事項について客観的事実関係証明説を採用した最判平成 13 年 6 月 8 日民集 55 卷 4 号 727 頁を前提として、X が不法行為に該当すると主張している Y の「譲渡の申出行為」について、申出の発信行為又はその受領という結果の発生が客観的事実関係として日本国内においてなされたか否かによって日本の国際裁判管轄の有無を判断し、これを肯定したものである。

<特許権侵害に基づく損害賠償請求・差止請求の国際裁判管轄>

➤ 国際裁判管轄の一般的判断基準

当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により条理に従って決定するのが相当であり、我が国の民事訴訟法の規定する裁判籍のいずれかが我が国内にあるときは、原則として、我が国の裁判権に服させるのが条理に適うが、我が国で裁判を行うことが当事者間の公平や裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情がある場合には、我が国の国際裁判管轄を否定すべきである（最判昭和 56 年 10 月 16 日民集 35 卷 7 号 1224 頁・最判平成 9 年 11 月 11 日民集 51 卷 10 号 4055 頁参照）。

➤ 「不法行為に関する訴え」

「不法行為があった地」とは、加害行為が行われた地（「加害行為地」）と結果が発生した地（「結果

発生地)の双方が含まれる。

特許権侵害に基づく損害賠償請求及び差止請求は、いずれも「不法行為に関する訴え」に該当すると解される（上記判決、清水節「特許権侵害訴訟における国際裁判管轄」L&T50号48頁）

- 民訴法5条9号の不法行為地の裁判籍の規定に依拠して国際裁判管轄を肯定するために証明すべき事項

最判平成13年6月8日民集55巻4号727頁は、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟において、民訴法5条9号の不法行為地の裁判籍の規定に依拠して国際裁判管轄を肯定するために証明すべき事項について、以下のとおり、客観的事実証明説を採用している。

「原則として、被告が我が国においてした行為により原告の法益について損害が生じたとの客観的事実関係が証明されれば足りると解するのが相当である。ただし、この事実関係が存在するなら、通常、被告を本案につき応訴させることに合理的な理由があり、国際社会における裁判機能の分配の観点からみても、我が国の裁判権の行使を正当とするに十分な法的関連があるということが出来るからである。」

客観的事実関係証明説：不法行為と主張されている行為又はそれに基づく損害発生の実事（あるいは、不法行為と評価されることにつながる客観的な事象経過）の証明が必要であり、この証明がなされない場合には、訴えを却下するが、違法性や故意過失については証明を要しないとする見解。客観的事実関係証明説は、立証すべき事実として、a「不法行為に該当する加害行為（または侵害行為）であると原告が評価するような行為があったこと」、b「不法行為と評価することにつながる事象経過（原因発生地の場合）ないしはこれによる損害発生の実事（結果発生地の場合）」、c「不法行為と主張されている行為が当該管轄区域内で行われたこと又は不法行為と主張されている行為に基づく損害が当該管轄区域内で生じたこと」を挙げている（高部眞規子「判解」最高裁判所判例解説民事篇平成13年度（下）490頁）。

高部調査官解説によれば、最判平成13年6月8日を要件事実に分節すると、次のとおりとなる（前掲・高部494頁～495頁）。

- ①原告の被侵害利益の存在
- ②被侵害利益に対する被告の行為
- ③損害の発生
- ④上記②と③の事実的因果関係

上記に即して分節すると、特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求の場合の要件事実、以下のとおりとなる（前掲・清水48頁）

- ①原告の特許権の存在
- ②当該特許に関する被告の行為
- ③損害の発生
- ④上記②と③の事実的因果関係

（差止請求の場合は、③と④が不要となる代わりに、③「特許権が侵害され又は侵害されるおそれがあること」が必要となる）

- 本案前の国際裁判管轄の有無の審理において、民訴法5条9号の不法行為地の裁判籍を検討するにあたって、特許権侵害（被告が生産した物又は使用した方法が特許発明の技術的範囲に属すること）の立証を要するか。

「被告の行為と特許権との一定の客観的な関係性、具体的には、被告物件等と特許発明との技術分野の同一性、被告物件等における特許発明の構成要件の一部該当性、原告による特許発明の実施品があればこれと被告物件等の物または方法としての類似性、などが認められれば、不法行為による国際裁判管轄を肯定し、被告物件等が特許発明の技術的範囲に属するか否か、すなわち、「侵害の有

無」という規範的構成要件の該当性の立証は、不要としてよいと解される。そして、被告物件等と原告の特許発明の技術的範囲とが全く異なるような例外的な事例では、両者間の客観的関連性を否定し、不法行為による国際裁判管轄を否定すれば足りるであろう。」(前掲・清水 49 頁)

【参考判例・文献】

- ・ 原審（大阪地判平成 21 年 11 月 26 日判時 2081 号 131 頁）
- ・ 最判昭和 56 年 10 月 16 日民集 35 卷 7 号 1224 頁
- ・ 最判平成 9 年 11 月 11 日民集 51 卷 10 号 4055 頁
- ・ 最判平成 13 年 6 月 8 日民集 55 卷 4 号 727 頁
- ・ 高部真規子「判解」最高裁判所判例解説民事篇平成 13 年度（下）
- ・ 最決平成 16 年 4 月 8 日民集 58 卷 4 号 825 頁
- ・ 清水節「特許権侵害訴訟における国際裁判管轄」L&T50 号 43 頁